

令和5年8月28日

特4-3号線が通行可能となります

日頃から皆様方には和光市駅北口土地区画整理事業に深いご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

令和5年9月1日より特4-3号線(下図参照)が通行可能となります。

今回、通行可能にさせていただく道路は、自動車、オートバイ等は通行できませんので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

通行開始時間は午後1時前後を予定しておりますが、多少前後することもございます。

案内図



お問合せ先 和光市下新倉1丁目5番55号
和光市駅北口土地区画整理事業事務所
工事担当
電話 048-450-1602